

制 度 名	確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等			
税 目	所得税、法人税			
要 望 の 内 容	<p>【企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とすることを要望する。 ※拠出限度額は平成 22 年 1 月から引き上げられる。（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円） <p>【資格喪失年齢の引き上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型確定拠出年金において 60 歳以上 65 歳以下の間の資格喪失年齢を定めることができるよう措置することを要望する。 <p>【中途引き出し要件の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型確定拠出年金において、少額資産者の中途引き出し要件の緩和を図るための税制上の所要の措置を要望する。 <table border="1" data-bbox="986 862 1481 1003"> <tr> <td data-bbox="986 862 1198 1003">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1198 862 1481 1003">▲ 35,054 （－） （単位：百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲ 35,054 （－） （単位：百万円）
減収見込額 （平年度）	▲ 35,054 （－） （単位：百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 少子高齢化社会の到来、国民の老後生活の多様化などを踏まえ、老後の所得保障を充実したものとするためには、公的年金の上乗せ部分である企業年金の果たす役割はますます重要となる。 このため、確定拠出年金等の企業年金がその役割を十分に果たし、国民のニーズに応えられるようにするためには、これらの普及を図っていくことが課題である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除】 現状、企業型確定拠出年金における企業の掛金拠出は、全体の平均で約 1.1 万円にすぎず、企業の掛金拠出は賃金に一定率を乗ずることで決められる方式が大半（約 9 割）であり、結果として賃金が低い若い世代の企業の掛金拠出は低くなっている。</p> <p>国民の高齢期における所得の確保という制度の趣旨に照らせば、掛金額を引き上げるべく制度的な手当てを行う必要があり、企業型確定拠出年金における個人拠出を容認し、その掛金を全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とすることで、企業型確定拠出年金の加入者が自助努力による老後の備えを行うことが可能となり、企業型確定拠出年金の老後の所得保障機能の充実が図られる。</p> <p>【資格喪失年齢の引き上げ】 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65 歳までの定年延長又は継続雇用の措置を講ずることとされていることを勘案し、企業型確定拠出年金においても 60 歳以上 65 歳以下の間の資格喪失年齢を定めることができるよう措置することが必要である。</p>			

	<p>【中途引き出し要件の緩和】</p> <p>確定拠出年金における少額資産者については、運用手数料を払って運用し続けることで、逆に資産が目減りすることもあることから、こうした者には途中で脱退を認めることが制度趣旨にかなうものである。この脱退要件については、企業型の加入資格を喪失した者のうち、個人型の加入資格を有する者と個人型の加入資格を有しない者との間で均衡を失っており、これを是正する観点から個人型の加入資格を有する者に関する中途引き出し要件を緩和することが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>企業型確定拠出年金における個人型拠出の掛金を全額所得控除することにより、全額所得控除がない場合と比べ、自助努力による老後の備えを行いやすくなる。</p> <p>現行、個人型確定拠出年金は、同趣旨により拠出限度額の範囲内で全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が適用されており、企業型確定拠出年金における個人拠出についても、同じ控除を適用する必要がある。</p> <p>また、企業型確定拠出年金における資格喪失年齢の引き上げと確定拠出年金に係る中途引き出し要件の緩和により、公的年金の上乗せ部分である確定拠出年金の普及が促進され、老後の所得保障の充実が図られる。</p>
<p>要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け 基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること</p> <p>政策の達成目標 (要望の性格上、明示困難)</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間 (該当なし)</p> <p>同上の期間中の達成目標 (該当なし)</p> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置 確定拠出年金については、事業主掛金の拠出時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額 (該当なし)</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係 (該当なし)</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	(新規要望)
	租税特別措置の適用実績	(新規要望)
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	(新規要望)
	前回要望時の達成目標	(新規要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新規要望)
これまでの要望経緯	<p>【企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除】 平成 20 年度税制改正要望を行ったが、今後の検討課題として位置づけられ、平成 21 年度の税制改正要望の結果、大綱に盛り込まれた。第 171 回通常国会に本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案となった。</p> <p>【資格喪失年齢の引き上げ】 平成 19 年度の税制改正において要望し、認められ、第 166 回通常国会において、本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案となった。</p> <p>【中途引き出し要件の緩和】 平成 19 年度の税制改正において拡充を要望し、認められ、第 166 回通常国会において、本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案となった。</p>	